

13 仕事

働く意欲があり、民間企業などでの就労を希望する場合、その希望する内容によって、利用するサービスや相談する窓口が異なります。

○一般就職したい

⇒次の相談窓口へ相談

- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）（87頁参照）
- ・ 北九州障害者しごとサポートセンター（87頁参照）
- ・ 障害者職業センター（88頁参照）

○一般就職は難しいが、働きたい

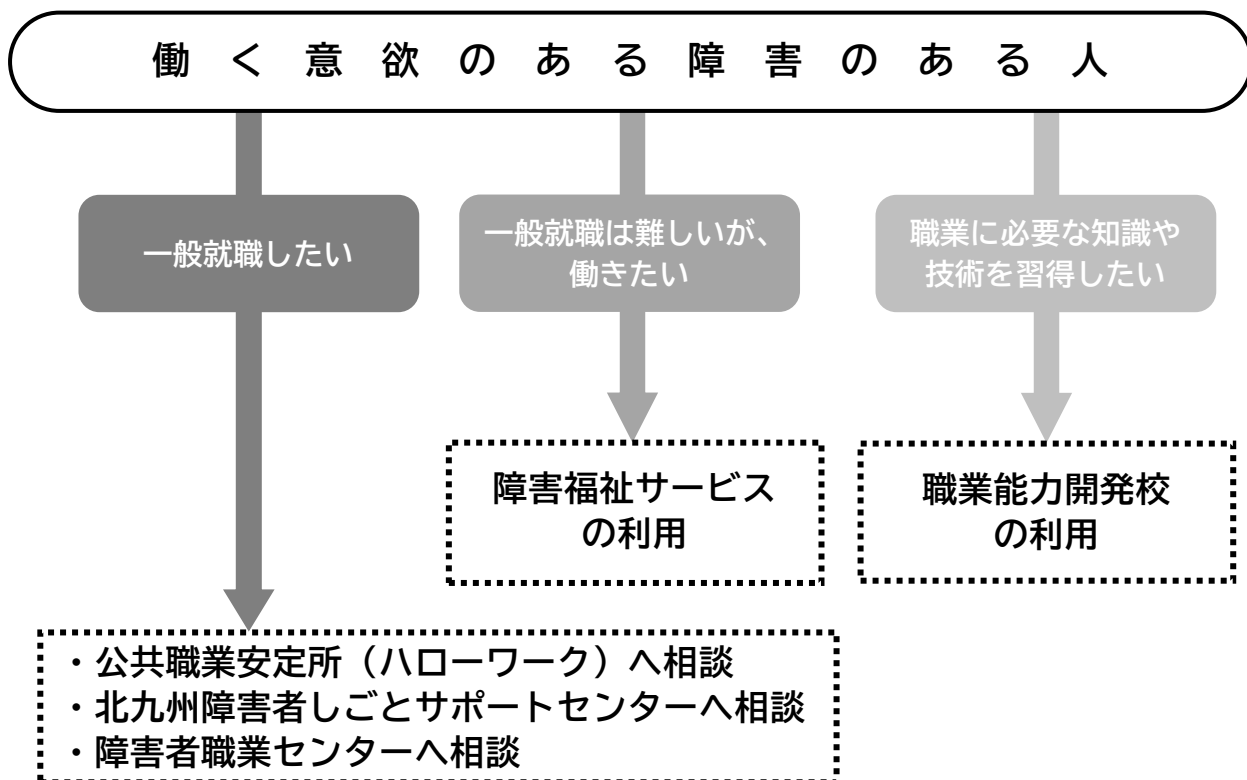
⇒障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援など）の利用

※利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁参照）にご相談ください。

○職業に必要な知識や技術を習得したい

⇒職業能力開発校の利用（88頁参照）

※利用を希望される場合、募集人員や試験日程などの詳しい内容については、職業能力開発校（88頁参照）にお問い合わせください。



公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や職業紹介等をしています。

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ6階	093-622-5566 <093-621-3941>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」
ハローワーク八幡 若松出張所	〒808-0034 若松区本町一丁目14-12 若松港湾合同庁舎1階	093-771-5055 <093-751-5467>	J R「若松駅」 バス「若松南海岸通り」
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-871-1331 <093-881-4026>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
ハローワーク小倉	〒802-8507 小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609 <093-941-8631>	モノレール「香春口三萩野駅」 バス「三萩野」
ハローワーク小倉 門司出張所	〒800-0004 門司区北川町1-18	093-381-8609 <093-381-5875>	J R「小森江駅」 バス「ハローワーク門司」

業務取扱時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

北九州障害者しごとサポートセンター

北九州障害者しごとサポートセンターは、国・県が設置した「北九州障害者就業・生活支援センター」と市が設置した「北九州市障害者就労支援センター」が一体的に活動する就労支援の拠点です。

障害のある人から“働くこと”の色々な悩みについて相談をお受けし、関係機関と連携しながら、解決できるようサポートをしています。

【対象者】

- ・就職に向けた準備をしたい
- ・企業で就職したい
- ・働いているけど悩みがある
- ・転職したい

と考えている障害のある人（事前に電話・ファックスかEメールでご相談ください。）

【内容】

就職に向けた準備や求職活動、職場定着などに関する支援、就業に伴う生活上の相談・助言などを行います。

【窓口】

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州障害者しごと サポートセンター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた2階)	093-871-0030 <093-871-0083>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	ホームページ	http://syugyo.sakura.ne.jp	
	メールアドレス	syugyo@kitaiku.com	

開所時間 月曜日～金曜日 8:30～18:30
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

障害者職業センター

<障害のある人に対して>

公共職業安定所等の関係機関と連携して、就職に向けた職業相談・職業評価、ジョブコーチによる職場適応のための援助など、個々の状況に応じた支援を行います。

<事業主の方に対して>

障害のある人の新規雇入れから、採用後の定着、在職者の職場適応やキャリアアップ等各企業の要望や課題に応じた支援を行います。

<関係機関の方に対して>

就業支援のスキルアップを図るための助言・援助、研修を行います。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
福岡障害者職業センター 北九州支所	〒802-0066 小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521 <093-941-8513>	モノレール「香春口三萩野」 バス「三萩野」

受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:00
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

職業能力開発校 ③知④難

〔対象者〕

- 1 身体障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病などのある人（手帳の有無を問いません）
 - 2 療育手帳を取得されている人、又は取得可能な人、もしくは児童相談所・障害者更生相談所・障害者職業センター等で発行される知的障害のある人と認める判定書を提出できる人
- 以上の条件のいずれかを満たし、就職の意思を有し、訓練面で集団生活に支障のない人

〔内容〕

職業に必要な知識や技能を習得し、職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施しています。授業料は無料です。施設見学も受付けております。予約制のため事前にお問い合わせください。

募集人員145名

課程	科 名	募集定員	訓練期間	課程	科 名	募集定員	訓練期間
普通	プログラム設計科	20	2年	短期	流通ビジネス科	25	1年
	3 D - C A D 科	20	1年		流通ビジネス科 〔視覚障がい者対象音声パソコンコース〕	5	
	商業デザイン科	20			総合実務科	15	
	O A 事 務 科	20			職 域 開 発 科	10	6ヶ月 (年2回)

※普通課程の科は18歳以上（令和9年4月1日現在）の人。

短期課程の科は15歳以上（令和9年4月1日現在）の人。

※流通ビジネス科音声パソコンコースは視覚障害のある人、総合実務科は知的障害のある人、職域開発科は精神、発達、高次脳機能障害のある人を対象とした訓練です。

※通校が困難な人には校内に寮設備があります。一定の要件を満たす人は寮を利用できます。

入寮希望者には障がい診断書（本校様式）を提出していただき入寮可否を判断します。

職域開発科は通校も訓練と位置付けているため入寮できません。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
国立県営 福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122 若松区大字蛸住1728-1 あますみ	093-741-5431 <093-741-1340>	市営バス 65・70番「原牟田」

労働者支援事務所

職場でのいじめや解雇、賃金未払等の労働に関するトラブルの相談を受けて、法令に基づく助言や情報提供、あっせんを行います。なお、事務所での対面相談は予約優先ですので、事前予約をお願いします。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
福岡県北九州 労働者支援事務所	〒802-0001 小倉北区浅野三丁目8-1 (AIMビル4階)	093-967-3945 <093-967-3946>	J R「小倉駅」 バス「浅野2丁目」

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

毎週水曜日 夜間電話相談 17:15～20:00 メール相談は事務所ホームページにて受付中。

障害のある人の雇用促進（事業主制度）

障害者の雇用の促進等に関する法律により、次のようなことが定められています。

<法定雇用率>

事業主は、法定雇用率以上の身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人を雇用することが義務付けられています。法定雇用率に関する詳細は、福岡労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

〔民間企業〕一般 … 2.7%（令和8年7月～）

〔国・地方公共団体・独立行政法人等〕3.0%（都道府県等の教育委員会は2.9%）

<障害者雇用納付金制度>

障害のある人を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、障害のある人の雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害のある人を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図るために設けられた制度です。事業主が納めた障害者雇用納付金を財源として、障害者雇用調整金等及び各種助成金の支給を行います。

<助成金>

障害のある人を雇用するために必要な施設・設備の整備を行う場合、または雇用管理や通勤対策等を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を事業主に対し助成します。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310 <092-718-1314>	地下鉄「赤坂」

重度障害者等就労支援特別事業

〔対象者〕

北九州市の重度訪問介護、同行援護又は行動援護の決定を受けている人で、民間企業に雇用される人や自営業の人等

- ① 民間企業に雇用される方で、1週間の所定労働時間が原則10時間以上の人。
ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は対象となりません。
- ② 自営業者等で所得の向上が見込まれる人で、自営等に従事する時間が基本的に1週間のうち10時間以上の人。

〔内容〕

重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場における支援を行います。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）